

2016年9月9日

国立市議会議長 **中川 喜美代 様**

提出者 尾張 美也子

〃 藤田 貴裕

〃 関口 博

〃 高原 幸雄

〃 上村 和子

賛成者 住友 珠美

〃 重松 朋宏

議案の提出について

議員提出第 8 号議案

### 次期の介護保険制度の見直しに関する意見書（案）

上記の議案を次のとおり、地方自治法第99条及び会議規則第13条の規定により提出します。

## 次期の介護保険制度の見直しに関する意見書（案）

厚生労働省は、8月19日の社会保障審議会介護保険部会で、利用者負担の論点を示しました。報道によれば、厚生労働省から、昨年8月から一定の所得者(合計所得160万円以上)について利用料の1割負担を2割に引き上げたが、2割負担の人をさらに増やすなどの説明がありました。これに対して、全国老人クラブ連合会は「生活保護を受ける高齢者が増える中、2割負担で必要なサービスが遠ざかり、重度化が進んで、結局、介護離職を増やすことになる」と批判の声をあげています。

また、平成27年6月30日に閣議決定された「骨太の方針」の中に、軽度者に対する福祉用具貸与等の給付を見直し、原則自己負担を検討することが盛り込まれました。現行の介護保険制度による福祉用具貸与、住宅改修のサービスは、高齢者の自立意欲を高め、介護者の負担軽減を図るという極めて重要な役割を果たしています。

たとえば、手すりや歩行器などの軽度者向け住宅改修や福祉用具は、転倒、骨折防止や自立した生活を継続可能にし、重度化を遅らせる役割があります。また、外出機会の保障により、一人暮らしの高齢者の閉じこもりを防ぎ、社会生活の維持につながっています。

介護保険の利用料が2倍になり、軽度者に対する福祉用具貸与、住宅改修の利用が原則自己負担になれば、特に低所得世帯等では、介護保険のサービスを利用することが困難となり、福祉用具貸与、住宅改修の利用も抑制されかねません。結果として、介護保険給付の適正化という目的に反して、重度化する方が増加し給付費が増大するおそれもあります。

よって、高齢者の自立を支援し、介護の重度化を防ぐという介護保険の理念と介護が必要な方の生活を支えるという視点から、介護保険制度の見直しにおいて、利用料の2割負担の拡大と福祉用具貸与、住宅改修の自己負担について再検討し、実施すべきではないことを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものである。

2016年9月 日

東京都国立市議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、  
内閣官房長官